

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385
目次		ページ
告 示		
○家畜伝染病検査の命令（2件）.....（畜産振興課）		1
○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更承認.....（農業経営課）		1
○土地改良区の役員の就任の届出.....（農業施設管理課）		2
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）		2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可.....（農業施設管理課）		2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）		2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可（農業施設管理課）		2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）		2
道立教育研究所告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		3
告 示		
北海道告示第313号		
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。		
平成24年5月1日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 実 施 の 目 的		
牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため		
2 実施する区域の市町村名及び実施の期日		
実施する区域の 実 施 の 期 日		
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）		
稚 内 市 平成24年6月1日から同年8月17日まで		
猿 払 村 同		
枝 幸 町 同		
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛		
4 実 施 の 方 法		
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。		
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。		
北海道告示第315号		
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。		
平成24年5月1日		
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。		
4 実 施 の 方 法		
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。		
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。		
北海道告示第314号		
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。		
平成24年5月1日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 実 施 の 目 的		
牛の結核病の発生予防のため		
2 実施する区域の市町村名及び実施の期日		
実施する区域の 実 施 の 期 日		
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）		
稚 内 市 平成24年6月1日から同年8月17日まで		
猿 払 村 同		
枝 幸 町 同		
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛		
4 実 施 の 方 法		
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。		
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。		

1	農地保有合理化法人の名称	公益財団法人北海道農業公社
2	変 更 の 内 容	農地保有合理化法人の名称変更
3	承 認 年 月 日	平成24年4月20日

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成24. 3. 28	理事	上田 五十詞	浦河郡浦河町字西舎437番地

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
鵜川土地改良区	第37取水口	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	似湾川頭首工	同
同	兄後(三)外頭首工	同
同	ルベシベ川頭首工	同
同	キナウス川頭首工	同
同	ホロカンベ川頭首工	同
同	清川外頭首工	同
同	安住頭首工	同
同	安住第2頭首工	同
同	富内頭首工	同

同	宮田外取水口	同
同	小野寺外取水口	同
同	工藤外取水口	同
同	稲里第3頭首工	同
同	長和中頭首工	同

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
鵜川土地改良区	川 東 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	川 西 頭 首 工	同
同	生 田 貯 水 池	同

宮戸溜池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

1(1) 解除予定保安林の所在場所	沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	水源の涵養 ^{かん}
(3) 解除の理由	道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所	沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
道 立 教 育 研 究 所 告 示	
北海道立教育研究所告示第12号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年5月1日 北海道立教育研究所長 酒 向 憲 司 1 落札に係る特定役務の名称（1月当たりの単価）及び数量 北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）クラウドサービス提供業務 一式 2 落札を決定した日 平成24年4月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日本電気株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝5丁目7番1号 4 落札金額 13,561,800円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年3月9日付け北海道立教育研究所告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立教育研究所総務部事業課 (2) 所在地 江別市文京台東町42番地	